

第2回わいせつ事案防止対策有識者会議
議事概要

1 議題

(1) 第1回会議の議論の整理

- 上記について、資料1に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等
 - ・ これまでの取組の評価のまとめについては、「評価できる」とあるが、「一定の評価ができる」とした方がよい。それだけですべてではない。まだ不十分なものであることを含めておきたい。

(2) 具体的方策の検討等（非公開）

[個人の資質により起こる事案に係る発生原因等の分析、対応の方向性等]

- 資料4（非公開）のわいせつ事案（5例）に基づき、検討した。
- 主な意見等
 - ・ 個人の資質による事案の防止は、非常に難しい。例えば、犯罪行為をする者を事前に察知し、防ぐことは不可能である。しかし、難しいからといって、何もしないわけではない。どのような対策が、わいせつ事案を少なくすることにつながるかという視点でやっていかなければならない。学校内事案にも特効薬はない。可能性があるものには、すべて取り組んでいかなければならない。
 - ・ 罰を与えて、改心する人もいるが、それ以上に大事なのはサポートである。
 - ・ 例えば、アルコール依存症や薬物依存症の人は、周りにどれだけサポートしてくれる人がいるかが、行為の抑止のために重要となる。

[これまでのわいせつ事案に関する取組の評価と今後の取組について]

- 資料2に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等
 - ・ 児童・生徒の成長に合わせて、性的被害について教えていくことが重要である。今までの性教育とは違った、自分の人権を守るという視点での取組を小学校から高校まで神奈川県としてつくっていくべきである。
 - ・ 教職員は、児童・生徒に性的被害や権利意識を伝えること、そして、そういう意識を持った児童・生徒を育てることが、教職員の仕事であると認識させる必要がある。
 - ・ 残念ながら「教員とはこういう人です、子どもはこのように扱い、こういう仕事をするのが教員という専門職である」ということを意識させる研修がない。
 - ・ 教職員は教える専門家である。医師、弁護士等の専門家のように倫理規程をもち、必ず定期的に「自分たちはどのような専門家なのか」を研修等で徹底すべき。教職員の倫理規程を確立した上で、徹底し、プロとしてのアイデンティティを確立する必要がある。
 - ・ 教員としてのアイデンティティをしっかりと高める。アイデンティティを確立する

ことが、個人の資質による問題の防止につながる。定期的にアイデンティティを喚起する研修をやっていく必要がある。

[具体的方策（方向性）の検討]

○ 資料3に基づき、事務局及び委員から提案された具体的方策（方向性）について、事務局から説明し検討した。

○ 事務局から提案された具体的方策（方向性）についての主な意見等

ア 取組(1)「臨床心理士による個別事案の分析」

- ・ 臨床心理士による個別事案の分析は、非常に大切なことだと認識している。ただし、タイミング、やり方については十分な配慮が必要である。
- ・ 性癖等を抱えている教職員が、個別事案の中にはいることもある。そういう教職員の面接、心理分析は、臨床心理士だけでは難しい。専門家である精神科医の面接が必須である。
- ・ 個別事案の分析については、男女両方から意見を聞く必要もあり、複数多角的な視点、専門的知見を含めた外部からの視点が必要である。
- ・ 再発防止の観点から調査をするべきである。この場合、本人だけでなく、管理職や養護教諭など、傷ついた子どもたちの周りにいた教職員からも話を聞いて、どうすれば防止をすることができたかということを考える必要がある。
- ・ 面談が、行為者の処分等に影響を与えてしまう懸念がある。あくまで再発防止の検討として、事務局が先に聞き取った内容の調査をし、必要があれば追加の聞き取りを行う方法が良い。

イ 取組(2)「同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実」

- ・ 学校の中での取組も必要であるが、学校間、自校の外の教職員との情報共有が重要である。初任者指導員等が付いていない教職員が、他の学校の教職員とも情報共有できることが必要である。
- ・ アルコール依存症や薬物依存症の人は、医師や家族などその人を信じて応援してくれる人の数だけ、再犯率が下がる。周りにどれだけサポートしてくれる者がいるかが、抑止につながる。(再掲)

ウ 取組(3)「教職員の私物端末の適切な取扱いの徹底」

- ・ 教職員の私物端末で児童・生徒の撮影を禁止することは必要であり、基本的に賛成である。
- ・ 教職員の私物端末での撮影は禁止とし、学校行事等では、学校に備えてある機器で撮影をすることが望ましい。
- ・ 学校内での撮影は、児童・生徒、教職員を問わず、校長は施設管理者として一切禁止とし、教育課程実施上の必要に応じて、例外的に撮影を許可する運用とすることが望ましい。
- ・ 児童・生徒に対しても、他人を撮影することが、なぜいけないのかということを教える教育が必要である。

エ 取組(4)「公用携帯電話の貸与」

- ・ 生徒が在籍する昼間の時間帯に公用携帯を持たせても、学校内にいる訳なので、それを使用して生徒とやりとりすることはなく、その時間もほぼない。
- ・ 公用携帯がなくても、学校の教育活動はできるのであるから、あえて公用携帯を貸与する必要性はない。むしろ逆効果ではないか。
- ・ 公用携帯を貸与し、私物端末を職員室等で一括管理したとしても、複数の私物端末を持たれてしまっただけでは何の意味もない。
- ・ 公用携帯の貸与は、夜間等に緊急事態に対応できる公用回線をつくることを目的に校長に貸与するのであれば、理解できるが、わいせつ事案の防止対策としては、効果は期待できない。
- ・ もし、公用携帯貸与の費用を用意するというのであれば、それよりも子どもたちの教育に必要なものに優先的に使うべきである。むしろ、撮影を禁止するなど、端末の取扱いについて、ルールをきちんと設定していくことが重要である。
- ・ 当会議の認識としては、この案には賛成しかねる。

○ 委員から提案された具体的方策（方向性）についての主な意見等

ア 方策(1)「映像による充実した研修資料の活用」

- ・ 映像は非常に情報量が多いので、不祥事防止研修に大いに利用した方がよいが、警察が使っているような事故の危険を周知して、こういう風にならないようにしようという内容ではなくて、教育相談、指導の場面ごとに、教員はどのように指導するのがよいのかという姿ですよといったものを作る必要がある。
- ・ 映像は非常に効果があるが、危険性を訴えても、教職員によっては、生徒との関係性をより強めてしまうこともあり、映像の内容には十分な注意が必要である。

イ 方策(2)「教員が自己採点（振り返り）のできる「自分を見つめるチェックシート」の活用」

- ・ チェックリストでは、自分で判断して、自分の行動を改めることになるが、わいせつ事案は、それができない人が起こしているから、チェックリストの内容の精査が大事。
- ・ チェックリストの本当の意義は、要因のある人を事前にチェックするということがコンセプトだが、実際にチェックするのは、なかなか難しい。しかし、全くやらなくてよいものではない。わいせつ事案の防止につながる取組であれば実施していく必要がある。
- ・ 大切なことは、自分でチェックして自分で認識することであり、併せて、教職員が心理面で相談できるような環境も必要である。
- ・ 個人が特定されないように、実施方法について慎重な配慮が必要である。
- ・ 実施にあたっては、人事権をもつ校長が見ることは望ましくなく、限られた中立な立場にある者のみが確認できるようにしなければ、機能しない。
- ・ 無記名で実施し、アラートが出た場合には、特定の教職員に対してではなく、当該学校全体に必要な研修を追加するといった方法が良い。個別対応は難しい。

ウ 方策(3)「教育相談、指導における三者関係のルール化（学校内事案）」

- ・ 児童・生徒の心の問題に関する教育相談、指導については、スクールカウンセラーを含む第三者で対応することをルール化することで、ミルグラム現象、転移、逆転移の問題が防げるのではないか。
- ・ 児童・生徒と相談等をして終わりではなく、要点を記録し、教職員間で情報共有することで、抑止力につながる。
- ・ 児童・生徒は、養護教諭に相談をしている場合があり、養護教諭が同席できる仕組みが必要である。
- ・ 小中高と学校運営組織が違う中で、その実態に合わせたルールをどう構築していくかが課題である。

エ 方策(4)「犯罪防止対策の準用、深化」

- ・ 性格や性癖は理論的には治せるが、実際どう治すかは方法が難しい。
- ・ 個人の資質による事案の防止には、倫理規程の深化以外にない。人間性、教職員としての専門性を意識化して、専門家らしい仕事をするのが、邪心が沸いた際の気持ちの抑止力につながる。
- ・ 倫理規程を作っても、倫理を教職員一人ひとりにどのように内面化させていくかが課題となる。
- ・ わいせつ事案について、人権を守る、子どもの権利を守るというのが教員の仕事であると、内面化させていく手立てが課題である。

オ その他

- ・ 児童・生徒に対する心理教育が必要である。何がセクハラやパワハラなのか、それは人間が本来されてはいけないことであるという認識を高める教育が必要である。
- ・ 内面に性癖等を持っていたとしても、行動化しなければ問題はない。何か悪い行動をする前に、何に悩んでいるのか、何でストレスを抱えているのか、悩みやストレスを言語化させること、そのためには、そのような教職員を孤立させないことが必要である。
- ・ わいせつ行為を行う人には、もともと性癖を持っている人と、ストレスがかかった場合に転がり落ちてしまう人がいる。
前者には、周りの目が入ることが非常に大事である。後者については、受診をする、カウンセリングを受ける、病院に行くことも仕事であると認めていくことが必要である。

2 その他

- 次回開催日程について、事務局から調整を依頼した。

以上